

(令和4年3月25日策定)

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人松川会

社会福祉法人松川会は女性職員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、今まで以上に活躍ができるよう、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2 課題

- ① 年次有給休暇取得率が雇用管理区分ごとに差があり、法人全体で49%となっている。
- ② 育児休業の取得実績はあるが、変則勤務の職場であることから子育て等により時間制約のある職員にとっては、生活と仕事の調和がとりづらい状況となっている。妊娠・出産・介護等がきっかけで離職しないよう、継続勤務ができる環境・体制づくり。

目標と取組内容・実施期間

目標①：年次有給取得率を60%以上にする。

取組内容

- ・令和4年4月～ ・管理者が率先して年次有給休暇を取得することで、全職員において年次有給休暇を取得しやすい環境づくり。
- ・令和4年4月～ ・年5日の年次有給休暇を確実に取得するとともに、取得しやすくするために人材の確保にも努める。

目標②：育児休業を取得した女性職員のうち、1年以上継続勤務している割合を50%以上にする。

取組内容

- ・令和4年4月～ ・職員に対し、制度の周知や情報提供を行う。
- ・職場復帰しやすい環境の整備として代替要員の確保に努める。
- ・希望する勤務体制の聞き取りを行い、短時間勤務制度等の活用をはじめ、支援をしていく。

情報公表 女性の活躍に関する現況（令和4年3月時点）

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合
令和3年度 82.7%
- ・労働者に占める女性労働者の割合
令和4年3月 女性：152人 男性：55人 計207人 73.4%
- ・管理者に占める女性労働者の割合
令和4年4月 50%
- ・平均残業時間
令和3年度 2.5時間
- ・平均勤続年数
令和4年3月 女性：4.1年 男性：3.7年
- ・年次有給休暇取得率
令和3年度 49%